

別表（職・受験資格・勤務日数等）

| 職種     | 職              | 受験資格   | 勤務日数                    | 勤務時間   | 報酬<br>※R7.12.1時点 |
|--------|----------------|--|-------------------------|--|------------------|
| 福祉系    | 児童虐待等対応専門員     | 次のすべてに該当する者<br>(1) 次のいずれかに該当する者<br>ア 児童福祉司の任用資格を有する者<br>イ 児童指導員の任用資格を有する者<br>ウ 社会福祉士の資格を有する者<br>エ 精神保健福祉士の資格を有する者<br>オ 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者<br>カ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学もしくは社会福祉学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者<br>(2) 児童相談所、乳児院、児童養護施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者<br>(3) 職務の遂行に必要な知識と能力を有する者 | 週4日                     | 7時間45分<br>午前8時30分～午後5時15分  | 月額 254,784円      |
|        | 一時保護所日中児童指導員   | 次のいずれかに該当する者<br>(1) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者<br>(2) 児童指導員の任用資格を有する者<br>(3) 社会福祉主事の任用資格を有する者<br>(4) 児童養護施設、児童相談所一時保護所、保育所、児童館、学童クラブ等の児童福祉に関する実務経験がある者   | 週4日                     | 7時間45分<br>①午前7時00分～午後3時45分<br>②午前8時30分～午後5時15分<br>③午前9時15分～午後6時00分 | 月額 243,840円      |
|        | 一時保護所夜間児童指導員   | 次のいずれかに該当する者<br>(1) 児童指導員の任用資格を有する者<br>(2) 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者<br>(3) 社会福祉主事の任用資格を有する者<br>(4) 児童養護施設、児童相談所一時保護所、保育所、児童館、学童クラブ等の児童福祉に関する実務経験がある者   | 月8回を超えない範囲で命令権者が別に定める日数 | 14時間<br>午後5時00分～翌午前8時30分   | 時間額 1,872円       |
|        | 一時保護所夜間児童補助指導員 | 職務の遂行に必要な知識と能力を有する者  | 月8回を超えない範囲で命令権者が別に定める日数 | 14時間<br>午後5時00分～翌午前8時30分   | 時間額 1,627円       |
| 専門・経験職 | 一時保護所学習指導員     | 次のすべてに該当する者<br>(1) 小学校、中学校または高等学校の教員免許状を有する者<br>(2) 小学校、中学校もしくは高等学校で教員としての実務経験があり、またはそれに準ずる教育現場での学習指導を行った実務経験がある者  | 週4日                     | 7時間45分<br>午前8時30分～午後5時15分  | 月額 240,970円      |